

## 奨学奨励費の支給基準

高崎経済大学奨学奨励費取扱要綱（平成23年度。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、奨学奨励費の支給額の基準を以下のとおり定める。ただし、本学で開催される場合、支給額の半額とする。

第1条 要綱第3条第1号及び第2号に該当する活動の内、各種スポーツ大会出場については、以下の区分に従い奨励費の支給額を支給する。

(1) 予選又は参加標準記録を要する全国大会出場

- ① 群馬県内で開催される全国大会 1人につき7千円  
個人7千円、団体1人につき7千円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。  
ただし、14万円を上限とする。
- ② 関東甲信越地区で開催される全国大会 1人につき1万円  
個人1万円、団体1人につき1万円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。  
ただし、20万円を上限とする。
- ③ 上記以外の地区で開催される全国大会 1人につき2万円  
個人2万円、団体1人につき2万円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。  
ただし、40万円を上限とする。

(2) 予選又は参加標準記録を要する全国大会以外の大会へ出場 1人につき5千円

個人5千円、団体1人につき5千円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。ただし、10万円を上限とする。

(3) 予選又は参加標準記録を要しない全国大会等へ出場 1人につき3千円

個人3千円、団体1人につき3千円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。ただし、6万円を上限とする。

※1 大会出場時等の正式参加人数は、大会要綱等で決められたメンバー登録数とする。

第2条 要綱第3条第1号及び第2号に該当する活動の内、教育文化活動については、以下の区分に従い奨励費の支給額を支給する。

(1) 予選を要する全国大会出場

- ① 群馬県内で開催される全国大会 1人につき7千円  
個人7千円、団体1人につき7千円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。  
ただし、14万円を上限とする。
- ② 関東甲信越地区で開催される全国大会 1人につき1万円  
個人1万円、団体1人につき1万円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。  
ただし、20万円を上限とする。
- ③ 上記以外の地区で開催される全国大会 1人につき2万円  
個人2万円、団体1人につき2万円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。  
ただし、40万円を上限とする。

(2) 予選を要する全国大会以外の大会へ出場 1人につき5千円

個人5千円、団体1人につき5千円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。ただし、10万円を上限とする。

(3) 予選を要しない全国大会等へ出場 1人につき3千円

個人3千円、団体1人につき3千円とし、正式参加人数(※1)を乗じた額。ただし、6万円を上限とする。

(4) 参加資格が50人以上必要とされる大会への出場

前各号にかかわらず、1団体につき40万円とする。ただし、1年間につき1回限りとする。

※1 大会出場時等の正式参加人数は、大会要綱等で決められたメンバー登録数とする。

第3条 要綱第3条第3号に該当する活動は、以下の区分に従い、奨励費の支給の適否、及び支給額を決定する。

(1) 学会での発表

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| ① 関東甲信越地区で開催される学会での発表 | 1万円 |
| ② 上記以外の地区で開催される学会での発表 | 2万円 |
| ③ 海外で開催される学会での発表      | 5万円 |

(2) インナー大会、インター大会等への参加

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ① 群馬県内で開催されるインナー大会、インター大会等への参加    | 1人につき7千円とし、参加人数を乗じて得た額。ただし、14万円を上限とする。 |
| ② 関東甲信越地区で開催されるインナー大会、インター大会等への参加 | 1人につき1万円とし、参加人数を乗じて得た額。ただし、20万円を上限とする。 |
| ③ 上記以外の地区で開催されるインナー大会、インター大会等への参加 | 1人につき2万円とし、参加人数を乗じて得た額。ただし、40万円を上限とする。 |

(3) 学生等が主体となって、修学上の実践的研究として、学外でイベント、調査等を行うにあたり、ポスター、リーフレット及び報告書を作成する場合 ポスター、リーフレット及び報告書作成費用の2分の1の額。ただし、5万円を上限とする。

(4) 学生等が本学学生のみにより構成される集団として行う地域活動等で、教育上、有意義であると認められるものを実践する場合 1人につき5千円とし、参加人数を乗じて得た額。ただし、10万円を上限とする。

(5) 前各号により難い本学の教育研究上、又は修学上重要と認められる活動を学生等が行う場合必要と認める額。

第4条 宿泊を伴う大会等への参加は大会期間中1人(1泊)につき2千円加算する。

平成23年7月1日

公立大学法人高崎経済大学理事長 高木 賢

平成27年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成30年4月1日改正